

議案第4号

守口市幼稚園条例に基づく保育料等に係る債権の放棄について

守口市幼稚園条例に基づく保育料等に係る債権を、次のとおり放棄する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等
昭和60年度	保 育 料	16,500円	1件	民法第173条第3号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
昭和61年度		18,000円	1件	
昭和62年度		18,000円	1件	
平成元年度		70,000円	2件	
平成2年度		89,500円	2件	
平成3年度		408,000円	9件	
平成4年度		281,000円	5件	
平成5年度		399,000円	6件	
平成6年度		112,500円	2件	
平成7年度		15,000円	1件	
平成8年度	7,500円	1件		

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等	
平成9年度	保 育 料	15,000円	1件	民法第173条第3号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	
平成10年度		72,500円	4件		
平成11年度		30,000円	2件		
平成12年度		16,500円	1件		
平成13年度		50,000円	1件		
平成14年度		80,000円	3件		
平成15年度		16,500円	2件		
平成17年度		45,000円	1件		
平成19年度			63,800円		1件
		バス使用料	9,600円		1件
平成20年度	保 育 料	88,000円	1件	民法第173条第3号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの	

年 度	債権の種類	放棄する 債権の額	件 数	理 由 等
平成22年度	保 育 料	71,500円	1件	民法第173条第3号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成23年度		62,000円	1件	
平成24年度		89,000円	2件	
合 計		2,144,400円	53件	